

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="201 322 762 353"><b>貿易信贷登记管理（延期付款部分）操作指引</b></p> <p data-bbox="280 418 687 450"><b>第一部分 延期付款登记管理原则</b></p> <p data-bbox="193 512 762 875">第一条 为完善外债统计监测,规范境内企业货物贸易项下外债的登记管理,根据《中华人民共和国外汇管理条例》《外债统计监测暂行规定》和《国家外汇管理局关于实行企业货物贸易项下外债登记管理有关问题的通知（汇发〔2008〕30号）》相关规定,制定本指引,企业进口货物贸易项下延期付款应按本指引进行登记和管理。</p> <p data-bbox="193 992 762 1310">第二条 自2008年10月1日(含,下同)起,企业货到付款项下(仅指TT和托收,不包括信用证和海外代付)超过90天(不含,下同)的延期付款,须登陆国家外汇管理局网上服务平台上的贸易信贷登记管理系统(网址: <a href="http://www.safesvc.gov.cn">www.safesvc.gov.cn</a>) (以下简称“系统”)办理逐笔登记。</p> <p data-bbox="193 1426 762 1547">2008年10月1日之前海关签发进口报关单的对外付汇,企业无需办理延期付款登记手续,可在银行直接办理对外付汇手续。</p> <p data-bbox="193 1664 762 1883">第三条 企业延期付款年度对外付汇额不得超过该企业上年度进口付汇总额的一定比例(以下简称“延期付款基础比例”)。企业本年度已登记延期付款项下对外付汇的累计发生额不得超过企业延期付款年度对外付汇额。</p>	<p data-bbox="844 322 1353 353"><b>貿易与信登記管理（延払部分）操作手引</b></p> <p data-bbox="900 418 1297 450"><b>第一部分 延払登記管理の原則</b></p> <p data-bbox="796 512 1406 925">第1条 外債登記モニタリングの改善、国内企業貨物貿易項目下外債の登記管理の規範化のため、「中華人民共和国外貨管理条例」、「外債統計モニタリング暫行規定」と「国家外貨管理局の企業貨物貿易項目下外債登記管理の関連問題に関する通知」（匯發[2008]30号）の関連規定に基づき、本手引きを作成し、企業の輸入貨物貿易項目下の延払いは本操作規程に従い登記、管理を行わなければならない。</p> <p data-bbox="796 992 1406 1355">第2条 2008年10月1日より（同日を含む、以下同様）、企業の貨物到着後支払項目下（TTと取立のみを指す、信用状と「海外代付」を含まない）の90日超の延払いは、国家外貨管理局ウェブサイトのサービスプラットフォームの貿易与信登記管理システム（アドレス：<a href="http://www.safesvc.gov.cn">www.safesvc.gov.cn</a>）（以下、「システム」と略称）にログインし、1件毎に登記を行う。</p> <p data-bbox="828 1426 1406 1597">2008年10月1日以前に税関が発行した輸入通関申告書の対外外貨支払は、企業が延払登記手続きを行う必要はなく、銀行で直接対外外貨支払手続きを行うことができる。</p> <p data-bbox="796 1664 1406 1928">第3条 企業延払年度対外外貨支払額は当該企業の前年度の輸入外貨支払総額の一定比率（以下、「延払基礎比率」と略称）を超えてはならない。企業の本年度の登記済延払項目下の対外外貨支払の累計金額は企業の延払の年度対外外貨支払金額を超えてはならない。</p>

国家外汇管理局根据贸易信贷活动的特点和国际收支形势，确定企业延期付款年度对外付汇额的核定原则和标准。国家外汇管理局授权各分局、外汇管理部具体负责辖区内企业延期付款对外付汇额的核定工作，并视情况对辖内中心支局、支局进行相应授权。

第四条 国家外汇管理局各分支局、外汇管理部（以下简称“外汇局”）在企业延期付款年度对外付汇额内，对已登记的延期付款进行确认。企业只能为确认后的延期付款办理对外支付手续。

第五条 因生产经营及自身结算特点，企业预计延期付款对外付汇额超出延期付款年度对外付汇额的，外汇局可根据企业申请和实际情况为其调整延期付款基础比例或在企业延期付款年度对外付汇额外对已登记的延期付款进行确认。

第六条 银行在为企业办理超过90天的延期付款对外支付时，须在系统中核对该笔延期付款是否经过外汇局确认。银行为经确认的延期付款对外支付时，须在系统中对该笔延期付款办理相应的注销手续。

第七条 外汇局应加强对企业超过90天的延期付款登记、付汇和注销环节的非现场及现场监管，完善统计与监测管理。

国家外貨管理局は貿易与信活動の特徴や国際収支の情勢に基づき、企業の延払年度対外外貨支払額の原則と基準を定める。国家外貨管理局は各分局、外貨管理部に所轄範囲内の企業の延払対外外貨支払枠の査定を授權し、状況により所轄内の中心支局、支局に相應の授權を行う。

第4条 国家外貨管理局各分、支局、外貨管理部（以下、「外管局」と略称）は企業延払年度対外外貨支払額内で、登記済の延払いの確認を行う。企業は確認済の延払いのみ対外支払手続きを行うことができる。

第5条 生産経営及び自己の決済の特徴により、企業の延払対外外貨支払予定額が延払年度対外外貨支払額を超える場合、外管局は企業の申請及び実際の状況に基づき、企業の延払い基礎比率の調整、又は且つ延払年度対外外貨支払額を超えた登記済の延払いの確認を行う。

第6条 銀行は企業に対して90日超の延払対外外貨支払を行う際に、システム上で当該延払いが国家外管局の確認を取得したかどうかを確認しなければならない。銀行は確認済の延払の対外支払いを行う際に、システム上で当該延払いの消し込み手続きを行わなければならない。

第7条 外管局は90日超の延払登記、対外外貨支払と消し込み段階の非現場及び現場の監督管理を強化し、統計とモニタリングによる管理を改善しなければならない。

## 第二部分 企业延期付款登记与对外付汇操作指引

第八条 自2008年10月1日起,已办理过预收货款登记的企业凭组织机构代码和原密码进入系统。首次登陆系统的企业凭组织机构代码和初始密码(系统将初始密码统一设定为:12345678)进入系统,为安全起见,建议企业首次登陆系统,通过系统中“密码功能”修改初始密码(详见贸易信贷登记管理系统企业端操作手册)。

凡未在国家外汇管理局企业外汇信息档案数据库系统建立档案的企业,应按照《国家外汇管理局关于推广使用企业外汇信息档案数据库系统的通知(汇发[2007]46号)》的规定,先到所在地外汇局注册填报基本信息,待基本信息导入系统后,即可登陆系统。

第九条 自2008年10月1日起,新签约的进口合同,如约定对外付汇日期晚于进口日期超过90天以上的,企业须在合同签约后15个工作日内登陆系统,办理延期付款合同登记。

第十条 自2008年10月1日起,新发生的货物进口,如报关单注明的海关签发日期后超过90天未对外付汇的,企业须登陆系统办理延期付款提款登记,提款登记时间最迟不得超过海关签发日期后90天起15个工作日内。

## 第二部分 企業延払登記と対外外貨支払の操作手引

第8条 2008年10月1日より、前受登記を行ったことのある企業は組織機構コードとパスワードによりシステムにログインする。初めてログインする企業は組織機構コードと初期パスワード(初期パスワードは「12345678」に統一設定されている)によりシステムにログインする。安全確保のため、企業がシステムにログインした後、システム中のパスワード機能を利用して初期パスワードを変更することを勧める。(詳細は貿易与信登記管理システム企業側操作マニュアルを参照)。

企業は国家外貨管理局企業外貨情報ファイルデータベースシステムにファイルがない場合、「国家外貨管理局の企業外貨情報ファイルデータベースシステム使用の普及に関する通知(匯發[2007]46号)」の規定に従い、所在地外管局に登録して基本情報を届出する。基本情報がシステムに入力されれば、システムにログインすることができるようになる。

第9条 2008年10月1日より、新規締結した輸入契約に対外外貨支払日が輸入日より90日超遅くなる場合、企業は契約締結後15営業日以内にシステムにログインし、延払契約登記を行わなければならない。

第10条 2008年10月1日より、新規の貨物輸入で、通関申告書に明記されている税関発行日より90日を超えても対外外貨支払が行われていない場合、企業はシステムにログインし延払引出登記を行わなければならない。引出登記は税関発行後90日より15営業日を超えて

无进口合同或进口合同约定对外付汇日期晚于进口日期不超过90天的，但在报关单注明的海关签发日期后超过90天仍未对外付汇的，企业须同时办理延期付款合同和提款登记。

第十一条 企业延期付款基础比例原则上不得超过10%，大型成套设备进口企业等除外。系统初始将企业延期付款基础比例统一设定为10%，即企业超过90天的延期付款的年度对外付汇额不得超过其上年度进口付汇总额的10%。

第十二条 企业每日进行提款登记的延期付款，外汇局通过系统于当晚23时对其进行逐笔确认。如单笔延期付款金额与系统中以往提款登记累计发生额之和不超过企业延期付款年度对外付汇额，该笔延期付款在系统中“已经确认的延期付款”列表中显示；如超过企业延期付款年度对外付汇额，该笔延期付款在系统中“未经确认的延期付款”列表中显示。

如单笔延期付款中部分金额与系统中以往提款登记累计发生额之和等于企业延期付款年度对外付汇额，该笔延期付款中部分金额将在系统中“已经确认的延期付款”列表内显示；该笔延期付款中其余金额在系统中“未经确认的延期付款”列表内显示。

每年度结束时，企业上年度“未经确认的延期付款”列表内延期付款总金额转入下年度计算，占用下年度企业延期付款对外付汇额。

はならない。

輸入契約がない又は輸入契約に約定した対外外貨支払日が輸入日より90日を超えないが、通関申告書に明記されている税関発行日より90日を超えても対外外貨支払が行われていない場合、企業は延払契約登記と引出登記を同時に行わなければならない。

第11条 企業の延払基礎比率は原則10%を超えてはならない。大型プラント輸入企業等は除外。システムは運行当初に、企業の延払基礎比率を統一して10%に設定する。即ち、企業の90日超の延払年度対外外貨支払額は当該企業の前年度の輸入外貨支払総額の10%を超えてはならない。

第12条 企業が引出登記を行った延払いは、国家外貨管理局がシステムを通じ、当日の23時に1件毎に確認を行う。1件の延払い金額は、システム中の過去の行った引出登記累計発生額との合計が企業延払年度対外外貨支払額を超えない場合、当該延払いはシステムの中の「確認済延払」リストに表示される；企業延払年度対外外貨支払額を超えた場合、当該延払いは「未確認延払」リストに表示される。

1件の延払いの一部の金額とシステム中の過去に行った引出登記累計発生額の合計が企業延払年度対外外貨支払額に等しい場合、当該延払いの一部の金額はシステムの中の「確認済延払」リストに表示され、残りの金額はシステムの中の「未確認延払」リストに表示される。

年度末、企業前年度の「未確認延払」リストにある延払総額が次の年度に繰り越され、翌年度の企業延払対外外貨支払枠を使用する。

外汇局按照上述逐笔确认原则，对转入的上年度“未经确认的延期付款”列表内的延期付款进行确认。

第十三条 企业在进口报关单海关签发日期后120天（含）后办理延期付款提款登记的，该笔延期付款在系统中“未经确认的延期付款”或“已经确认的延期付款”列表内显示为红色（其他延期付款显示为黑色）。

第十四条 企业可向外汇局提出核准延期付款超期限登记的申请，并提供以下材料：

- （一）书面申请（格式附后）；
- （二）该笔延期付款项下进口关单；
- （三）该笔延期付款项下进口关单在核查系统中的可购付汇余额；
- （四）该笔延期付款贸易信贷系统提款登记查询打印联。

外汇局核准同意后，应在系统中将该笔延期付款显示为黑色，企业方可对该笔延期付款进行对外支付。

第十五条 对于90天以下的延期付款，企业可直接到银行办理对外支付手续。对于超过90天以上的延期付款，企业只能为系统中“已经确认的延期付款”列表内显示为黑色的延期付款办理对外支付手续。

第十六条 企业在办理超过90天以上的延期付款对外支付前，须在系统中为该笔延期付款指定对外支付银行。企业可为同笔延期付款先后指定一家以上的对外支付银行，但不

国家外貨管理局は上述の1件毎確認の原則に基づき、前年度の「未確認延払」リストから繰り越された延払いに対して確認を行う。

第13条 企業は輸入通関申告書税関発行日120日（120日を含む）後に延払引出登記を行う場合、当該延払いがシステムの中の「未確認延払」或いは「確認済延払」リストに赤字で表示される（その他延払いは黒字で表示される）。

第14条 企業は外管局に延払期限超過登記の審査・認可を申請することができる。申請する際に、以下の資料を提供する。

- 1. 書面申請（書式は添付参照）
- 2. 当該延払項目下の輸入通関書類
- 3. 当該延払項目下の輸入通関書類の「照合審査システム」における外貨転・外貨支払の可能残高
- 4. 当該延払いの貿易与信システムの引出登記照会の印刷控え等

外管局は審査・認可後、システム中の当該延払いを黒字で表示するようにする。企業は当該延払いの対外支払ができるようになる。

第15条 90日以下の延払いは企業が直接銀行で対外支払手続を行うことができる。90日超の延払いについては、企業がシステム中の「確認済延払」リストに黒字で表示されている延払いのみ対外支払手続を行うことができる。

第16条 企業は90日超の延払対外支払を行う前に、システムの中で当該延払いの対外支払銀行を指定しなければならない。企業は1件の延払いに対して、時期をずらして1つ以上の

<p>能为同笔延期付款同时指定一家以上的对外支付银行。</p> <p>第十七条 对于已办理合同登记的延期付款，企业可自行修改该笔延期付款合同登记信息。</p> <p>对于已办理提款登记的延期付款，如企业没有对该笔关单办理超过90天的延期付款的对外支付，企业可自行在系统中修改或删除原有的提款登记信息。如企业对该笔关单办理了超过90天的延期付款的对外支付，企业如对延期付款提款登记信息进行修改，可向外汇局提出申请，并提供以下材料：</p> <p>(一) 书面申请（格式附后）；  (二) 该笔延期付款项下进口合同；  (三) 该笔延期付款项下进口关单；  (四) 该笔延期付款项下购付汇明细；  (五) 系统中该笔延期付款提款登记查询打印联。</p> <p>第十八条 进口付汇历史记录有连续性但延期付款年度对外付汇额不能满足需求的，企业可向外汇局提出核准调整延期付款基础比例或核准确认系统中“未经确认的延期付款”列表内的延期付款的书面申请。</p> <p>除特殊原因外，同一企业申请调增延期付款基础比例距上次调增的时间应不低于3个月。</p> <p>第十九条 新成立无进口付汇历史记录或进口付汇历史记录无连续性的企业，可向外汇局提出确认系统中“未经确认的延期付款”</p>	<p>对外支払銀行を指定することができるが、同時に1つ以上の对外支払銀行を指定することはできない。</p> <p>第17条 契約登記を行った延払いは、企業が契約登記情報を随時修正することができる。</p> <p>引出登記を行った延払いは、企業が当該通関書類に対して90日超延払いの对外支払を行っていない場合、システムの中で引出登記情報を修正・削除することができる。企業が当該通関書類に対して90日超延払いの对外支払を行った場合、外管局に延払引出登記情報の書面申請を提出することができる。その際に以下の資料を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 書面申請（書式は添付参照）</li> <li>2. 当該延払項目下の輸入契約</li> <li>3. 当該延払項目下の輸入通関書類</li> <li>4. 当該延払項目下の外貨転・外貨支払の明細</li> <li>5. システム中の当該延払いの引出登記照会の印刷控え等</li> </ol> <p>第18条 輸入外貨支払の暦年記録に連続性があるが、延払年度対外外貨支払額が需要を満たさない場合、企業は外管局に延払基礎比率の調整の審査・認可、又はシステム中の「未確認延払」リストの延払いの審査・認可の書面申請を提出することができる。</p> <p>特別な理由を除き、同一企業による延払基礎比率の増加申請は、前回増加調整から3ヶ月以上経てからでなければならない。</p> <p>第19条 新設で輸入外貨支払暦年記録がない、又は輸入外貨支払記録に連続性がない企業は、外管局にシステム中の「未確認延払」リスト</p>
---	---

列表内的延期付款的书面申请。经外汇局核准，该延期付款在系统中“已经确认的延期付款”列表中即可显示，企业可为其办理对外支付手续。

第二十条 企业申请调整延期付款基础比例时，应向外管局提供以下材料：

- (一) 书面申请（格式附后）；
- (二) 企业前三年进口及付汇（含延期付款）情况；
- (三) 企业延期付款登记情况；
- (四) 企业已签订未履行进口合同主要条款（封面、目录、主要条款页、签字页复印件）；
- (五) 外汇局要求的其他材料。

第二十一条 企业申请确认系统中“未经确认的延期付款”列表内延期付款时，应向外管局提供以下材料：

- (一) 书面申请（格式附后）；
- (二) 企业上年度进口、购付汇（含延期付款购付汇）情况；
- (三) 企业已签订进口合同主要条款（封面、目录、主要条款页、签字页复印件）；
- (四) 外汇局要求的其他材料，如该笔延期付款项下进口关单；该笔延期付款项下进口关单在核查系统中的可购付汇余额；该笔延期付款贸易信贷系统提款登记查询打印联等。

の延払いの確認の書面申請を提出することができる。外管局の審査・認可を受けた後、当該延払いはシステム中の「確認済延払」リストに表示され、企業は該当する対外支払手続きを行うことができる。

第20条 企業は延払基礎比率の調整を申請する際に、外管局に以下の資料を提供しなければならない。

1. 書面申請：（書式は添付参照）
2. 企業の直近3年間の輸入及び外貨支払（延払いを含む）状況
3. 企業延払登記状況
4. 企業が締結済・未履行輸入契約の主要条項（カバー、目次、主要条項ページ、署名ページのコピー）
5. 外管局が要求するその他の資料

第21条 企業は「未確認延払」リストの延払いの確認申請を行う際に、外管局に以下の資料を提供しなければならない。

1. 書面申請（書式は添付参照）
2. 企業前年度の輸入、外貨転・外貨支払（延払いの外貨転・外貨支払を含む）状況
3. 企業が締結した輸入契約の主要条項（カバー、目次、主要条項ページ、署名ページのコピー）
4. 外管局が要求するその他の資料、例えば、当該延払項目下の輸入通関書類、当該延払項目下の輸入通関書類の「照合審査システム」における外貨転・外貨支払の可能残高、当該延払いの貿易与信システムの引出登記照会の印刷控え等。

**第三部分 銀行延期付款对外付汇与注销操作指引**

第二十二條 自2008年10月1日起，外匯指定銀行及分支機構凭上級銀行的授權材料，到所在地外匯局申請辦理延期付款對外付匯與注銷的系統登陸手續（詳見貿易信貸登記管理系統操作手冊）。

第二十三條 自2008年10月1日起，外匯指定銀行（以下簡稱“銀行”）收到企業進口貨到付款項下對外付匯申請時，如進口報關單注明的海關簽發日期在2008年10月1日之後，且該筆進口報關單項下申請付匯日期晚於海關簽發日期超過90天以上的，應先登陸系統查詢該筆進口報關單。如系統中顯示無該筆報關單，銀行不能為該筆報關單辦理對外付匯手續。

第二十四條 銀行在系統中查詢到企業超過90天以上延期付款的進口報關單後，再進入海關電子口岸“進口購付匯聯網核查查系統（以下簡稱“核查查系統”）查詢該筆進口報關單。如核查查系統中顯示無該筆報關單或該筆報關單項下可購付匯金額為0，銀行不能為該筆報關單辦理對外付匯手續。

第二十五條 銀行分別在系統和核查查系統中查詢到上述報關單後，可為企業該筆報關

**第三部分 銀行の延払對外支払と消し込み操作手引**

第22條 2008年10月1日より、外為指定銀行及びその分支機構は上部銀行の授權資料を以て、所在地外管局で延払對外外貨支払及び消し込みのシステム登録手続きを行う（詳しくは、貿易与信登記管理システム操作手引を参照）。

第23條 2008年10月1日より、外為指定銀行（以下、銀行と略称）は企業の輸入貨物到着後支払項目下の對外外貨支払いの申請を受取ったら、輸入報關單に明記されている税關発行日が2008年10月1日以降で、その輸入通關申告書項目下の申請支払日が税關発行日より90日を超過している場合、まずシステムにログインし、該當の輸入通關申告書を照会する。システム上で該當の通關申告書がなければ、銀行はその通關申告書の對外支払い手続きを行ってはならない。

第24條 銀行はシステム上で企業の90日超の延払輸入通關申告書を照会した後、さらに税關の電子通關の「輸入外貨転・支払オンライン照合・審査システム」（以下、オンライン照合・審査システムと略称）にログインし、該當の輸入通關申告書を照会する。オンライン照合・審査システム上で該當の通關申告書がない、或いは該當の通關申告書項目下の外貨転・支払可能金額がゼロの場合、銀行は該當の通關申告書の對外支払い手続きを行ってはならない。

第25條 銀行は、システムとオンライン照合・審査システムのそれぞれで通關申告書を照会で



単办理对外购付汇手续。对外购付汇金额为企  
业此次申请该笔报关单项下对外付汇金额、系  
统显示该笔报关单项下延期付款金额和核查系  
统该笔报关单项下可购付汇金额三者中最小  
值。

第二十六条 银行办理上述报关单项下  
延期付款对外购付汇手续同时，应在系统中按  
此次对外购付汇金额为该企业办理延期付款注  
销手续。

第二十七条 银行办理企业进口服务贸  
易、非货到付款和 90 天以下货到付款的购付  
汇手续，应按现行规定办理。

第二十八条 银行在核查系统中对企业  
进口报关单进行核注的手续，应按现行规定办  
理。

#### 第四部分 外汇局延期付款登记与对外付汇管 理操作指引

第二十九条 外汇局在系统中设定自动  
确认功能，即每日晚 23 时系统对当日企业已  
办理提款登记的延期付款进行自动确认。根据  
企业延期付款年度对外付汇额，确认后的延期  
付款分别进入系统的“未经确认的延期付款”  
或“已经确认的延期付款”列表。

第三十条 国家外汇管理局授权各分局、

すれば、該当の通関申告書の外貨転・対外支  
払い手続きを行うことができる。外貨転・対  
外支払い金額は、企業が該当の通関申告書項  
目下で申請した対外支払い金額、システムが  
示す該当の通関申告書項目下の延払い金額、  
オンライン照合・審査システムの該当の通関  
申告書項目下の外貨転・支払可能額の 3 つの  
うち最も小さい金額とする。

第26条 銀行は上述の通関申告書項目下の延払  
い対外支払い手続きを行うと同時に、システ  
ム上で今回の外貨転・対外支払い金額に基づ  
いて、企業に対して延払い消し込み手続きを  
行わなければならない。

第27条 銀行は、企業の輸入サービス貿易、貨物  
未到着払いと 90 日以下の貨物到着後払いの外  
貨転・支払手続きを行う場合は現行規定に基  
づき行う。

第28条 銀行がオンライン照合・審査システム上  
で輸入通関申告書の消し込み手続きを行う際  
は、現行規定に基づき行う。

#### 第四部分 外管局の延払登記と対外支払管理 操作手引

第 29 条 国家外貨管理局はシステム上で自動確  
認機能を設定し、毎晩 23 時に、当日企業が行  
った引出登記の延払いに対して自動確認を行  
う。企業の延払年度対外支払額に基づき、確  
認後の延払いはそれぞれシステムの「未確認  
延払」と「確認済延払」の欄にリストアップ  
される。

第 30 条 国家外貨管理局は各分局、外貨管理部

外汇管理部核准企业延期付款基础比例调整、延期付款超期限登记、已对外支付的延期付款提款登记信息的修改和系统中“未经确认的延期付款”列表内延期付款的确认。各分局可根据辖区内具体情况对中心支局、支局进行相应授权。

外汇局应严格按照本指引上述有关条款的规定审核企业提供相关材料。

第三十一条 对于进口付汇历史记录有连续性，长期、稳定使用延期付款而企业延期付款年度对外付汇额不能满足其需求的企业，外汇局可根据企业实际需求及具体申请，核准调整企业延期付款基础比例和核准确认系统中“未经确认的延期付款”列表内的延期付款。

大型成套设备生产企业的延期付款基础比例最高不超过30%，其他企业的延期付款比例最高不超过20%。

除特殊原因外，外汇局核准同一企业调增延期付款基础比例距上次核准调增的时间应不低于3个月。

第三十二条 对于新成立无进口付汇历史记录或进口付汇历史记录无连续性的企业，外汇局可根据企业实际需求及具体申请，核准确认系统中“未经确认的延期付款”列表内的延期付款。

第三十三条 外汇局在核准调整延期付款基础比例和确认系统中“未经确认的延期付款”列表内延期付款的申请时，应在企业外汇信息档案数据库系统中查验该企业的基本信息；对申请调增延期付款基础比例的企业，在系统中查验该企业当前延期付款基础比例、延

に権限委譲し、企業の延払基礎比率の調整、延払期限超過登記、對外支払済の延払引出登記情報の修正の審査・認可とシステム上の「未確認延払」リストの延払いの確認を行う。各分局は所轄内の具体的な状況に基づき、中心支局や支局に相応に権限を委譲する。

外管局は、厳格に本手引の上述の関連条項の規定に基づき、企業が提供する関連資料を審査しなければならない。

第31条 輸入外貨支払いの暦年記録に連続性があり、長期的、且つ安定的に延払いを利用する企業で、延払年度對外外貨支払金額が実需を満たせない場合、外管局は、企業の実需と具体的申請に基づき、延払基礎比率の審査・認可、調整、システム上の「未確認延払」リストの延払いの審査・認可を行う。

大型プラント生産企業の延払基礎比率は最大30%以内とし、その他企業の延払基礎比率は最大20%以内とする。

特別な要因を除き、外管局的同一企業の延払基礎比率の増加審査・認可は、前回調整から3ヶ月以上経てからでなければならない。

第32条 新設で輸入外貨支払の暦年記録がない企業、又は輸入外貨支払の暦年記録に連続性がない企業は、外管局が企業の実需と具体的な申請に基づき、システム上の「未確認延払」リストの延払いを審査・認可する。

第33条 外管局が延払基礎比率の調整、システム上の「未確認延払」リストの延払いを審査・認可する場合は、企業の外貨情報データベースシステム上で企業基本情報を調べ、延払基礎比率の調整を申請した企業については、システム上で現在の基礎比率、延払

<p>期付款登记规模及延期付款年度对外付汇额使用情况；对申请确认延期付款的企业，在系统中查验该企业是否办理该笔延期付款合同和提款登记。</p> <p>第三十四条 外汇局应从以下几方面对该企业进口与未来实际付汇的真实性和一致性进行评估：</p> <p>（一）该企业过去若干年的实际付汇和实际进口情况；</p> <p>（二）该企业已签约未履行的进口合同的规模与付款计划；</p> <p>（三）该企业在合同中约定的延期付款比例、金额是否符合行业结算惯例或产品的市场特征。</p> <p>第三十五条 外汇局在核准延期付款超期限登记的申请时，应审核企业基本档案信息和延期付款登记情况，计算企业延迟登记的时间，要求企业说明延迟登记的合理原因。外汇局可按以下几个方面对核准与否进行评估：</p> <p>（一）企业第一次超期限登记的，说明合理原因的，予以核准；</p> <p>（二）企业再次提出核准延期付款超期限登记申请的，应在移交检查部门后，再予以核准。</p> <p>第三十六条 外汇局在核准修改已对外支付的延期付款提款登记信息的申请时，应审核企业基本档案信息和延期付款登记情况，审核企业修改内容，要求企业说明修改信息的合理原因。外汇局可按以下几个方面对核准与否进行评估：</p>	<p>いの登記規模、延払い可能額の使用状況を、「未確認延払」リストの延払いの確認を申請した企業については、システム上で企業が当該延払い契約及び引出登記を行っているかどうかを調べる。</p> <p>第 34 条 外管局は、以下のいくつかの面について、企業の輸入と今後の実際の支払いの真实性と一致性に対し評価を行う。</p> <p>（一）当該企業の過去数年の支払実績と輸入実績（輸入契約の支払記録）；</p> <p>（二）当該企業の締結済み未履行の輸入契約の規模と支払い計画；</p> <p>（三）当該企業が契約で約定した延払比率、金額が業界の決済慣例、或いは製品市場の特性に合致するかどうか</p> <p>第 35 条 外管局は延払いの登記期限超過申請を審査・認可する際、企業の基本登記情報、延払登記状況から、企業が登記遅延の期間を計算し、企業に遅延の合理的な理由を説明するよう求める。外管局は以下のいくつかの面について、審査・認可するかどうかを判断する。</p> <p>（一）企業が初めて登記期限を超過した場合、合理的な説明があれば、審査・認可する。</p> <p>（二）企業が再度延払登記期限超過審査を提出した場合、先ず検査部門に移管し、その後審査・認可する。</p> <p>第 36 条 外管局は対外支払い済みの延払い引出登記情報の修正申請を審査・許可する際、企業の基本登記情報、延払い登記状況を審査しなければならず、企業の修正内容を審査し、企業に情報を修正する合理的な理由を説明するよう求める。外管局は、以下いくつかの面について、審査認可するかどうかを判断する。</p>
--	--

<p>(一) 企业提出增加或减少延期付款提款登记金额的, 除提供能够证明真实性的凭证外, 不予核准;</p> <p>(二) 企业提出修改延期付款提款登记其他信息的, 如能作出合理解释, 予以核准。</p> <p>第三十七条 外汇局应按照贸易背景真实性与一致性原则, 在既不影响企业正常贸易融资需求, 又能防范无真实贸易背景的异常资金流出的前提下, 认真审核企业提出的申请, 并将审核结果告知申请企业。</p> <p>外汇局核准企业申请后, 应分别在系统中调整基础比例界面、核准提款超期限登记界面、核准修改延期付款提款登记信息界面或确认延期付款界面完成操作 (详见贸易信贷登记管理系统外汇局端操作手册)。</p> <p>第三十八条 外汇局应按照《国家外汇管理局综合司关于贸易信贷登记管理系统企业基本信息使用有关问题的通知 (汇综发 [ 2 0 0 8 ] 1 4 0 号) 规定, 根据企业申请, 将从企业外汇信息档案数据库系统查询出的企业基本信息导入系统, 以便企业能及时登陆系统 (详见贸易信贷登记管理系统外汇局端操作手册)。</p> <p>外汇局应严格按照相关要求提取、计算企业的上年度进口项下对外付汇数据, 并导入系统。</p> <p>第三十九条 外汇局应按照外债管理规定和内控要求制定延期付款管理制度, 加强内</p>	<p>(一) 企業が延払い引出登記額の増額、或いは減額申請を提出した場合、真実を証明できる証明材料を提供できない限り、審査・許可しない。</p> <p>(二) 企業は延払い引出登記のその他情報の修正を提出する場合、合理的な説明ができなければ、許可しない。</p> <p>第 37 条 外管局は貿易の真実性と一致性の原則に基づき、企業の正当な貿易融資需要に影響を与えず、実体のない貿易による異常な資金流出を防ぐという前提で、企業の申請に対し審査を確実にを行い、審査結果を企業に通知する。</p> <p>外管局は、企業の申請を審査・許可した後、それぞれシステム上の基礎比率調整画面、登記期限超過の引出し審査・許可画面、延払い引出登記情報画面或いは延払い確認画面で操作を完成する。(詳しくは貿易与信登記管理システムの外管局操作手引を参照)</p> <p>第 38 条 外管局は『国家外貨管理局綜合司の貿易与信登記管理システムの企業基本情報利用に関する通知』(匯綜發 [2008] 140 号) の規定に従い、企業の申請に基づいて、企業の外貨情報登記データベースシステムから検索した企業の基本情報をシステムに入力し、企業が速やかにシステムにログインできるようにする。(詳しくは貿易与信登記管理システムの外管局の操作手引を参照)。</p> <p>外管局は厳格に関連操作規程に基づき、企業の前年度の輸入項目下の対外外貨支払いデータを取得、計算し、システムに入力する。</p> <p>第 39 条 外管局は外債管理規定と内部管理のべ払い管理制度制定要求に基づき、内部管理の</p>
---	---

<p>控建设，防范内控风险。</p> <p>第四十条 外汇局应对调增延期付款基础比例企业的对外付汇规模进行不定期事后核对，如发现调增后的基础比例与实际需求明显不符的，应及时调减基础比例，同时告知企业。</p> <p>外汇局应对确认延期付款的企业的对外购付汇情况，进行事后逐笔核查。</p> <p>第四十一条 对有下列情况的企业，外汇局应对其延期付款的登记、使用和注销情况进行定期事后监督和非现场检查：</p> <p>(一) 延期付款基础比例超过 20% 的企业；</p> <p>(二) 延期付款确认申请频率较高（每月超过 3 次）、规模较大（每次申请额度超过 100 万美元）的企业；</p> <p>(三) 预计延付期限超过 1 年且延期付款余额规模超过 500 万美元的企业。</p> <p>第四十二条 对于超过延期付款登记的对外付汇时间 90 天（含）企业仍然没有办理注销手续的，外汇局应进行重点关注，必要时可组织对其进行现场检查，及时分析情况并向相关主管部门通报。</p> <p>对在执行过程中产生的问题，企业、银行和各分局应当及时向国家外汇管理局反映。</p>	<p>確立を強化し、内部管理リスクを防ぐ。</p> <p>第 40 条 外管局は延払い基礎比率の拡大を申請した企業の対外外貨支払い規模に対し、不定期に事後照合を行い、拡大後の基礎比率と実需が明らかに合致しない場合は、速やかに基礎比率を縮小し、同時に企業に通知しなければならない。</p> <p>外管局は延払いを許可した企業の対外外貨転・支払状況を、1 件毎に事後照合・審査する。</p> <p>第 41 条 下記状況にある企業に対し、外管局はその延払い登記、使用、消し込み状況に対し、定期的に事後監督、非現場検査を行う。</p> <p>(一) 延払基礎比率が 20% を超えている企業；</p> <p>(二) 延払い認可の申請頻度が高い（月に 3 度超）、規模が大きい（毎回の申請額が 100 万米ドル超）企業；</p> <p>(三) 延払い期限が一年超、且つ延払い残高が 500 万米ドル超の企業</p> <p>第 42 条 延払登記の対外外貨支払い期間が 90 日（含）を越えても、依然企業が消し込み手続きをしていない場合、外管局は重点的に管理しなければならない。必要ときは組織は現場検査を行うことができ、督促を行い、速やかに状況を関連主管部門に報告する。</p> <p>施行過程で問題があれば、企業、銀行、各分局は速やかに国家外貨管理局にフィードバックしなければならない。</p>
--	---

附:

关于进口延期付款核准事项的申请书  
(参考格式)

国家外汇管理局 \_\_\_\_\_ 分局（中心支局、支局）：

我公司主要经营 \_\_\_\_\_ 等业务，上年度货物进口项下对外付汇总额为 \_\_\_\_\_ 元（币种：\_\_\_\_\_），现向你局申请如下事项：

我公司根据现行延期付款基础比例（\_\_\_\_\_ %）核定的延期付款年度对外付汇额为 \_\_\_\_\_ 美元，预计本年度延期付款对外付汇累计发生额为 \_\_\_\_\_ 美元，现申请调整进口项下延期付款基础比例至 \_\_\_\_\_ %。

我公司已办理提款登记的延期付款笔，合计 \_\_\_\_\_ 元（币种：\_\_\_\_\_），因超过企业延期付款年度对外付汇额 \_\_\_\_\_ 美元未得到国家外汇管理局确认，现申请核准确认。

我公司 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日已办理提款登记延期付款 \_\_\_\_\_ 元（币种：\_\_\_\_\_），在海关签发日期后 \_\_\_\_\_ 天办理延期付款登记，因超期限登记不能对外付汇，现申请予以核准。

我公司 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日已办理提款登记的延期付款项下 \_\_\_\_\_ 等信息有误，现申请核准修改提款登记信息。

我公司郑重承诺，严格按照汇发〔2008〕30号文规定办理延期付款登记手续，申请事项及附件所列说明材料属实。若有虚假行

添付

輸入延払い審査・認可事項の申請書  
(参考フォーム)

国家外貨管理局 \_\_\_\_\_ 分局（中心支局、支局）：

当社は主に \_\_\_\_\_ 等の業務を営み、前年度貨物輸入項目下対外外貨支払総額は \_\_\_\_\_ 元（幣種：\_\_\_\_\_）。ここに貴局に以下事項を申請します。

当社は、現行の延払基礎比率（\_\_\_\_\_ %）に基づき許可された延払年度対外外貨支払額が \_\_\_\_\_ 米ドルであるが、ここに輸入項目下延払基礎比率を \_\_\_\_\_ %に調整することを申請します。

当社が引出登記を行った延払いは \_\_\_\_\_ 件、合計 \_\_\_\_\_ 元（幣種：\_\_\_\_\_）。企業延払年度対外外貨支払額を超過したため、\_\_\_\_\_ 米ドル分は国家外貨管理局の確認を受けておらず、ここに審査・認可を申請します。

当社が \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に引出登記を行った延払い \_\_\_\_\_ 元（幣種：\_\_\_\_\_）は、税関発行日 \_\_\_\_\_ 日後に延払登記を行ったが、期限を超過したため、対外外貨支払ができず、ここに審査・認可を申請します。

当社が \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に引出登記を行った延払項目下の \_\_\_\_\_ 等の情報に誤りがあるため、ここに引出登記情報の修正の審査・認可を申請します。

当社は、厳格に匯発〔2008〕30号規定に基づき、延払登記手続きを行い、申請事項及び添付資料は事実に一致することを誓います。万一虚偽行為が

<p>为，我公司及其法人代表和相关责任人愿承担相关法律责任。</p> <p>特此申请。</p> <p>（另附：有关进口合同、贸易结算方式以及外汇局要求提供的其他情况说明材料）</p> <p style="text-align: center;">公司（公章）</p> <p style="text-align: center;">二〇〇 年 月 日</p>	<p>あった場合、当社及び法人代表と関連責任者が関連法的責任を負います。</p> <p>ここに申請します。</p> <p>（添付：輸入契約、貿易決済方式及び外管局が要求するその他の状況説明資料）</p> <p style="text-align: center;">会社（会社印）</p> <p style="text-align: center;">200__年__月__日</p>
--	--

(2008年9月28日外管局ホームページ掲載)

【日本語仮訳：三菱UFJリサーチ&コンサルティング】